

菊陽町農業委員会議事録

令和5年9月8日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年9月8日（金）午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階 会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第7項の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	6番 相馬 和幸	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員（1人）

5番 原 正輝

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳（欠席）

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

農政課職員 高山 勇

令和5年度第6回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番 鈴木委員、2番 上田委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。
議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字東原8番

地 目：畠

転用面積：211m²

転用目的は、貸駐車場です。

この議案につきましては、現地調査を9月1日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は第2種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は広がりが10ha未満の小集団の農地で第二種農地であり、代替性を検討の上転用可能と判断しております。

代替地については、周辺の宅地や雑種地を検討されましたが、取得の目途が立たず、本申請地となりました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第1号の番号1について、4番委員が説明します。

申請者は本町で農業を営む個人で、今回申請地でも人参を作付けされています。申請地周辺は近年医療施設等が多く立地し、職員の駐車場が不足していることから、医療施設や企業を中心に駐車場用地を探している中で、申請者に土地提供の依頼があり、今回地権者自らが貸駐車場を整備する計画です。建築物はなく、雨水も敷地内で浸透処理されるため周辺農地への影響に特段

問題はないと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字大人足4425番 外9筆です
地目：畑
転用面積：27, 932m²
転用目的は、貸駐車場及び賃資材置場への一時転用です。
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地及び第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地及び第1種農地で、原則転用は不可ですが、一時的な利用に供するために行うものにあたるため不許可の例外であると判断しています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番推進委員 議案第2号の番号1について6番推進委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を置く法人で、不動産業を中心に経営されています。本申請地はソニーセミコンダクタマニュファクチャリング九州及び東京エレクトロン九州が新たな施設整備予定地としている土地の近接地であり、関係工事を進める事業者への貸駐車場及び必要資材の置場として整備する計画です。周辺に農地がありますが、建設物を伴う工事ではないため今回の転用で周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員 議案には畠のみ載っているが。

■事務局 事業区域としては山林を含みます。

◆8番推進委員 今までさえ渋滞しているのに更に交通量が増えるのではないか。

■事務局 それを考慮されたうえで、今回の申請地となりました。

◎議長 ほかにありませんか？ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号2を議題とします。
事務局の議案朗読ならび説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：馬場楠字迫488番4
地 目：畠
転用面積：281m²
転用目的は、個人住宅の建築です。
権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P14をご覧ください。
農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地で、原則転用は不可ですが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたるため不許可の例外であると判断しています。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員 議案第2号の番号2について1番推進委員が説明します。
申請者は本町在住の認定農業者で、人参を中心に経営されています。現在は実際に隣接する借家での生活をされていますが、現在の家屋が手狭になってきたことと、今後も同地域で営農を継続されることから個人住宅を整備する計画です。周辺に農地がありますが、雨水は敷地内浸透で、隣接する農地は親族所有の農地であるため周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われます

ので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第2号番号3を議題とします。
事務局の議案朗読ならび説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第2号番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中ノ割2487番2
地目：田
転用面積：67m²
転用目的は、個人住宅の建築です。
権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP15～
P19をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地で、原則転用は不可ですが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものに

あたるため不許可の例外であると判断しています。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 6番推進委員 議案第2号の番号3について6番推進委員が説明します。
申請者は本町に在住の個人で、個人住宅を探しておられました。本申請地のとなりにある宅地を選定されたものの面積が狭く、住宅整備にどうしても本申請地の活用が必要であったことから農地転用をする計画です。南側に農地がありますが、日照には問題もなく、雨水等も敷地内で処理され、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めてます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号4を議題とします。
事務局の議案朗読ならび説明をお願いします。

■事務局 議案書4ページの議案第2号番号4について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字北上原4755番1 外2筆
地目：畠
転用面積：5, 466 m²
転用目的は、牛舎の整備です。
権利は、贈与による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日(金)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP20～P24をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地で、原則転用は不可ですが、農業用施設用地への軽微な変更もなされ、農業に資する施設への転用にあたるため不許可の例外であると判断しています。

なお、本案件については既に牛舎が建築されており、違反転用状態となっておりますが、違反状態を解消する目的も兼ねており、これに係る始末書の提出もなされています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

ここで、始末書の内容をお伝えします。

(始末書の読み上げ)

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明及び意見を申し上げます。

◆5番委員

(眞弓)

議案第2号の番号4について5番委員が説明します。

申請者は大津町に本拠地を置く法人で、経営改善計画を認定された認定農業者です。本申請地は既に牛舎が建築され、本町農業委員会で違反転用状態を解消するよう求めてきたものであり、今回の申請で解消する見込です。周辺農地で一部畦畔部に管理不足も認められたことから併せて管理を行うよう申し入れも行っております。今回の転用で農地利用に変更もなく熊本県の建築確認も経ておられますので、周辺農地への影響もなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

- ◆ 9番委員 いつから違反転用状態だったのでしょうか。
- 事務局 令和2年度に、当時の事務局と農業委員で直接指導を行っています。
- ◆ 9番委員 長い期間、解消されなかつたのにも関わらず、始末書添付だけで許可できるのでしょうか。
- 事務局 転用申請については、転用の許可基準に照らして判断しますので、長期間放置したことを理由に不許可相当と意見を付すことはできないと考えます。
- ◆ 8番推進委員 農地パトロールでも確認したとおり、この付近の農地の畔には草が生い茂っており木まで生えている。このように管理ができていないのであれば許可できないのではないか。
- 事務局 転用申請には、標準事務処理期間が定められているため、保留はできないと考えます。受付からおおよそ30日以内に県へ意見書を送付しなければなりません。
現地調査においても、申請代理人へ農地の適切な管理をお願いしておりますが、今回出ました意見について、申請代理人へお伝えいたします。
また、文書での通知も検討いたします。
- ほかにありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (過半数挙手) 賛成多数です。
- よって、議案第2号の番号4は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
- 事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和5年8月28日付けで、農用地利用集積計画についての意

見決定を求められています。
それでは、議案書のP5からP8をご覧ください。
利用権設定が5件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内の認定農業者またはそれに準じるものによる申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

■事務局 補足です。P7の番号5の借り受ける法人は、菊陽町と大津町の広域認定を受けておられます。
期間借地で期間が短いのですが、それについてはきちんと管理されるかを確認したいという貸付人の意向があるとのことです。

よろしいですか？
—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、「議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和5年8月28日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP9～P12をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は8件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

■農政課職員 補足です。P12の番号7、8番は、阿蘇波野の古澤さんです。最近、法人化したため経営面積の記載がありませんが、白水地区では5町ほど作られている認定農家です。

よろしいですか？

— 同 意 の 声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP13、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条による許可不要転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 5 年 9 月 8 日

会長

議事録署名人

議事録署名人